

議案第 2 6 号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準が改正されたことに基づき、規定を整理するため、本条例の一部を改
める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「並びに附則第3条」を削り、「第3号」を「以下この
条」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」
という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第
6項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同
項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記
以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係
る連携協力者を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業
者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育
事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業
A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、
同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いず
れかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号
を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に
は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役
割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように
するための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進
のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が
著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。